

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年10月10日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人ジャパントックスエデュケーションクラブ

### (2) 代表者の氏名

船越 善博

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市西京区桂御所町25番地6

### (4) 定款に記載された目的

この法人は,多くの国民に対して,租税の重要性を広く普及し,租税の認識を深め,社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成25年10月3日

(文化市民局地域自治推進室)